

投資サービス業(仮称)の範囲のイメージ(中間整理に即したもの)

	投資サービス業の定義	対象となる業者	備考
①	投資(金融)商品の売買(デリバティブ取引で定めるものを除く。以下同じ)	証券会社 金融先物取引業者 信託受益権販売業者 抵当証券販売業者 商品投資販売業者 不動産特定共同事業者	
②	デリバティブ取引	証券会社 金融先物取引業者	
③	前二号に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理	証券会社 金融先物取引業者 信託受益権販売業者(※1) 抵当証券販売業者(※1) 商品投資販売業者(※1) 不動産特定共同事業者(※1)	※1投資(金融)商品の売買の媒介又は代理のみ
④	投資(金融)商品の募集又は私募	商品投資販売業者 不動産特定共同事業者	
⑤	投資(金融)商品の売出し	証券会社	
⑥	投資(金融)商品の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	証券会社	
⑦	投資(金融)商品の引受け	証券会社	
⑧	投資(金融)商品清算取次ぎ	証券会社	
⑨	投資(金融)商品多角的取引業務(MTS)	証券会社	
⑩	資産運用	認可投資顧問業者 投資信託委託業者 信託会社(管理型信託会社を除く) 指図権者 不動産特定共同事業者	
⑪	投資助言	投資顧問業者	
⑫	資産管理	証券会社 口座管理機関 管理型信託会社	

⑬	保険契約又は共済契約の締結の媒介又は代理	保険募集人、損害保険代理店、 保険仲立人(※2)	※2媒介のみ
⑭	預金等の受入れを内容とする契約の締結の媒介又は代理	銀行代理業者	
⑮	信託契約の締結の媒介又は代理	信託契約代理店	
⑯	無尽に係る契約の締結の媒介又は代理		
⑰	その他前各号に類するものとして政令で定める業務		

(注) 上記はあくまで「中間整理」における整理に即して機械的に当てはめたものであり、実際の具体的なあり方については今後検討。